

規程の一部改定について

埼玉県グラウンド・ゴルフ協会の定める規程について、下記の一部を改定する

1. 改定の時期

平成 29 年 4 月 1 日から施行する

2. 改定の概要

1) 大会運営規程

① (規程の範囲) 第 2 条 (平成 29 年 2 月度理事会で承認)

埼玉県協会が定める大会運営規程の対象大会を 11 大会に拡充させ、グラウンド・ゴルフの更なる普及振興を図る

② (大会実務) 第 9 条

開催地が主管する大会については、大会実行委員会(4 地区選出プレー運営委員)と大会運営委員会(開催地団体)が協同して準備にあたり、遠隔地の大会実行委員(専門委員)の労力低減を図る

2) 大会運営規程細則

① (大会主管の設定) 第 2 条

大会運営規程の対象大会が拡充されたことに基づき、主管大会の 6 大会を明記した

3) 上級指導者制度内規

① 1. 復活の基準

(2) 資格喪失の有効期限を 1 年から 2 年に延長した

4) 表彰規程

① (表彰の推薦) 第 5 条 3

上部団体等の主催する大会で優秀な成績を収めた者の入賞者枠を現状の 6 位から、主催者が定める入賞者枠に改正する

5) 選手派遣規程細則(国民体育大会)

① (選考の基準) 第 2 条 2

国民体育大会の選考基準となる対象大会を、大会運営規程に定める 11 大会に合わせる